

■ 第一種奨学金の貸与月額

(注意点)

1. 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い月額を増額変更する場合、「月額変更願(増額)」と併せて自宅外通学である事実を確認できる証明書類を学校に提出してください。
2. 給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。
3. 転・編入学で採用となった者の入学年度は、転・編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込時の年次に進級した場合の入学年度です。
4. 自宅外通学の者は、自宅通学の月額も選択可能です。
5. 最高月額不可で採用になった者は、最高月額欄の月額は選択できません。
そのため、自宅外通学の者が自宅月額の最高月額欄を選択することはできません。

対象者	2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校, 専修学校(専門課程)に入学する者の変更可月額 ※高等専門学校については4・5年生が対象							
区分	大学				短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年生)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額 (※)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月 額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※奨学金申込時における生計維持者の年収を基に最高月額を選択可能と判定された者のみ選択可能です。

対象者	上記以外の者の変更可月額			
区 分		自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	54,000円	64,000円	30,000円
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		54,000円	64,000円	30,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	88,000円		50,000円
	博士・博士後期課程	122,000円		80,000円
高等専門学校 (1～3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円
	私立	32,000円	35,000円	10,000円
高等専門学校 (4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
専修学校専門課程	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円

■給付奨学金の給付月額

奨学生本人および生計維持者の収入状況および資産状況に基づく支援区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※第Ⅳ区分(理工農系)は、支給月額が0円となります。

(単位:円)

	大学・短期大学・専修学校(専門課程)				高等専門学校(第4学年以上)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 (33,300)	66,700	38,300 (42,500)	75,800	17,500 (25,800)	34,200	26,700 (35,000)	43,300
第Ⅱ区分	19,500 (22,200)	44,500	25,600 (28,400)	50,600	11,700 (17,200)	22,800	17,800 (23,400)	28,900
第Ⅲ区分	9,800 (11,100)	22,300	12,800 (14,200)	25,300	5,900 (8,600)	11,400	8,900 (11,700)	14,500
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	7,300 (8,400)	16,700	9,600 (10,700)	19,000	4,400 (6,500)	8,600	6,700 (8,800)	10,900

■給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合の貸与月額

給付奨学金又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます(併給調整)。併給調整後の貸与月額は、本機構ホームページでご確認ください。

ホーム>奨学金>奨学金制度の種類と概要>貸与奨学金(返済必要)>第一種奨学金(無利子で借りる)

>第一種奨学金の貸与月額>給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額(併給調整)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

※高等専門学校本科1～3年生、及び大学院については、給付奨学金対象外のため、貸与月額の調整はありません。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、又は社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。

※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

※給付奨学金を本人都合による停止とした場合、併給調整は解除にはなりません。

※「第一種奨学金貸与月額変更願(届)」(様式2-1・2-2)を提出する際、「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。

